

一般廃棄物処分業許可証

住 所 高崎市倉賀野町3250番地7
(所在地)

氏 名

法人にあっては名称 株式会社環境システムズ
及び代表者の氏名 代表取締役 塚田 敏則

第7条第6項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 の許可を
~~第7条の2第1項~~
受けた者であることを証します。

高崎市長 富岡 賢治 

許可の年月日 平成27年 1月22日

許可の有効期限 平成29年 1月21日

1 事業の範囲
別記のとおり

2 事業の用に供するすべての施設
別記のとおり

3 許可の条件

- ①廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに高崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同施行規則に規定する事項を厳守すること。
- ②別紙条件書に付された条件を厳守すること。

4 許可の更新・変更の状況

- 平成19年 1月22日新規
- 平成19年 6月29日変更
- 平成21年 1月22日更新
- 平成23年 1月22日更新
- 平成25年 1月22日更新
- 平成27年 1月13日変更
- 平成27年 1月22日更新

1 事業の範囲

事業の区分（再資源化目的の廃棄物に限る）

中間処理（溶融）、中間処理（破碎、選別、圧縮）

中間処理（選別、圧縮）

一般廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、
金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

一般廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類、紙くず、木くず、

繊維くず、ゴムくず、金属くず、

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

[263.3 t / 日（混合廃棄物）]

2 事業の用に供するすべての施設

(1) ア 中間処理施設（溶融）の設置場所

高崎市倉賀野町3250番地7

イ 中間処理施設（溶融）の最大処理能力

(ア) 施設の種類 溶融

一般廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類(発泡スチロール、発泡トレイ)

[17.3 t / 日]

ウ 中間処理施設で処理する一般廃棄物の保管場所

高崎市倉賀野町3250番地7

エ 中間処理施設で処理する一般廃棄物の保管能力

保管面積 22.1 m² 保管容量 67.0 m³

(2) ア 中間処理施設（破碎、選別、圧縮）の設置場所

高崎市倉賀野町3250番地7

イ 中間処理施設（破碎、選別、圧縮）の最大処理能力

(ア) 施設の種類 破碎

(イ) 施設の種類 選別

一般廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類、紙くず、木くず、

繊維くず、ゴムくず、金属くず、

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

[1,020.6 t / 日（混合廃棄物）]

(ウ) 施設の種類 圧縮

一般廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類、金属くず

[32.6 t / 日]

ウ 中間処理施設で処理する一般廃棄物の保管場所

高崎市倉賀野町3250番地7

エ 中間処理施設で処理する一般廃棄物の保管能力

保管面積 90 m² 保管容量 115 m³

(3) ア 中間処理施設（選別、圧縮）の設置場所

高崎市倉賀野町3250番地7

イ 中間処理施設（選別、圧縮）の最大処理能力

(ア) 施設の種類 選別

一般廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、

ゴムくず、金属くず

[203.0 t / 日 (混合廃棄物)]

(イ) 施設の種類 圧縮

一般廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類[1,205 t / 日]

紙くず[473 t / 日]

繊維くず[436 t / 日]

ゴムくず[1,713 t / 日]

金属くず[75 t / 日]

ウ 中間処理施設で処理する一般廃棄物の保管場所

高崎市倉賀野町3 2 5 0 番地7

エ 中間処理施設で処理する一般廃棄物の保管能力

保管面積 36.4 m² 保管容量 35.4 m³